

総合計画／実施計画書 兼 事務事業評価シート

事業期間 H20 ～ H22

担当部局	部局名	保健福祉部
	課室名	介護保険課

1. 基本施策名等（基本計画における「基本施策名」等を記入）			
基本施策ID		基本施策名	
1 - 1 - 4		保健・福祉・医療が連携した包括的なサービスを進める	
重点施策ID		重点施策名	
- - -			

2. 事業名等			
事業名	権利擁護事業	事業区分	② ①新規 ②継続 ③その他（ ）
細事業名	成年後見制度利用支援事業	実施形態	① ①毎年 ②隔年 ③その他（ ）
事業主体	市		① ①直営 ②指定管理 ③委託 ④その他（ ）
事業種別	① ①自治事務 ②法定受託事務		
実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	根拠法規	高齢者虐待防止法
各種の計画への反映（＝根拠計画）		第3期老人保健福祉計画及び介護保健事業計画	事業ID 15005

3. 事業の内容等			
事業の背景 平成12年4月 成年後見制度の創設 ノーマライゼーション、自己決定権、人権擁護などの理念に照らして、これまでの旧禁治産・準禁治産制度が時代遅れてとなってきたこと、高齢化社会の到来を迎えて財産管理・処分能力の障害された高齢者の増加が予測され、それらの人々の保護や社会福祉サービスの円滑な運用のために制度の整備が必要になってきたことが成年後見制度施行の背景となっている。		補助事業	名称 地域支援事業
			補助率 国 県 その他（一般会計繰入） 40.50% 20.25% 20.25%
		起債の類	① ② ③
事業の目的及び対象 【目的】 認知症などにより判断能力が十分でない人の権利と財産を守り支援する。		事業概要 ・成年後見制度の周知 ・判断能力が十分でない認知症高齢者等に対し、後見人等による支援が必要と認める場合は、その審判請求を市長が代理にて行う。 ・また、審判請求に係る手数料、鑑定費用及び後見人報酬等の費用の一部又はを助成する。	
【対象】 在宅高齢者		前年度の評価 D 縮小	
		評価結果に基づき見直した内容	

4. 予算・決算の状況 (単位：千円)							
財源内訳		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22 H 23～
予 算	国庫支出金		264	274	100	21年度以降、地域包括支援センター業務を外部委託するが、市長申立てにかかる支援及び費用助成は行政の関与が必要である。なお、21年度以降の予算は、委託料として包括的・継続的ケアマネジメント事業のシートに一括計上。	
	県支出金		132	137	50		
	地方債						
	その他						
	一般財源		257	268	99		
	計		653	679	249		
決 算	国庫支出金		253	68		権利擁護事業（成年後見制度利用支援事業・高齢者虐待防止事業）は同一項目のため、平成20年度までの予算及び決算については、本シートにて一括計上。	
	県支出金		126	34			
	地方債						
	その他						
	一般財源		248	68			
	計		627	170			

5. 実績及び達成目標等			
過去3年間の事業実績と課題			
平成17年度	平成18年度	平成19年度	課 題
【実績】	【実績】 市長申立件数 1件	【実績】 市長申立件数 2件	
達成目標と前年度までの進捗状況……事業成果の目標となる指標と目標数値			
活動指標	パンフレットの作成件数		
効率指標	前年度決算額 > 当該年度決算額 ⇒ 平成21年度は、コスト評価（経済性、効率性、効果性）を実施する。		
成果指標	申立件数		
単 位	件		
年 度	H 17	H 18	H 19 H 20 H 21 H 22 備 考
種 別		件数	件数 件数 件数 件数 件数
目標値			2 対前年度以下 対前年度以下 対前年度以下
実績値		1	2
達成率			100.0%
備 考			

総合計画／実施計画書 事業評価シート

評価対象年度 H19 年度

評価実施年度 H20 年度

担当部局	部局名	保健福祉部
	課室名	介護保険課

6. 前年度の事業評価					評価に関する視点	
事業の 必要性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらには他の自治体の動向等を踏まえて評価する。		
理由	地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない困難状況にある高齢者等に対し、成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。申立てを行える親族がない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、当該高齢者の状況を把握し、市町村申立てが行えるよう支援する必要があるため。					
行政の 関与	1 2 3 4 5 不要 ← → 必要	評価	2	この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービスを提供できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。		
理由	ノーマライゼーション、自己決定権、人権擁護などの理念に照らして、認知症高齢者等の保護や社会福祉サービスの円滑な運用のために制度の整備が必要になってきたことに伴い、親族からの申立支援、市長による申立など当該事業の円滑な推進が必要なため、行政としての必要な支援、関与は必要と考えます。					
手段の 妥当性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	1	行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。		
理由	平成21年度から外部委託する方向であるため。					
事業の 効果	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。		
理由	地域包括支援センター運営協議会において事業評価を行い、効率的な事業実施が図られたため。					
事業の 算	1 2 3 4 5 減額 ← → 増額	評価	2	全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、できないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。		
理由	本事業を外部委託することにより委託料が発生するものの、一定の行政経費の削減が可能であるため。					
人 体 員 制	1 2 3 4 5 減員 ← → 増員	評価	1	事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。		
理由	外部委託により、職員を配置する必要がなくなるため。ただし、指導監督機能は必要であるため、その人員配置は適切に行わなければならない。					
事業 規模	A B C D E F 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大	評価	D	今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。		
理由	外部委託により、職員を配置する必要がなくなるため。ただし、指導監督機能は必要であるため、その人員配置は適切に行わなければならない。					
その他、特記事項		事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。				
【地域包括支援センター】 平成18年に介護保険法が改正され、地域ケアの中核機関として地域包括支援センターが設置された。業務の運営については、①直営、②民間への委託という2つの方式が選択できることとなっている。県内の自治体では、半数の9市が外部委託している状況である。（平成20年4月現在）本市では、当初市直営での運営を選択したが、財政状況や行政改革により、包括的支援事業を平成21年度から外部委託することになった。						
部 長	課 長	班 長	担当者 内線 2106 E-mail @bungo-ohno.jp			